

矢板市こんにちは赤ちゃん事業実施要領

1 目的

乳児がいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育てに関する情報を提供し、安心して子育てができるように育児不安の軽減を図る。また、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供を行う。

2 対象

矢板市に住所を有する生後4か月までの乳児のいるすべての家庭とする。

3 訪問時期

対象乳児が生後4か月を迎えるまでの間とする。ただし、対象家庭の都合等により生後4か月を経過して訪問せざるを得ない場合については、経過後1か月以内に訪問する。

4 訪問者

保健師、助産師、看護師の他、子育て経験者等（臨時職員、非常勤者を含む。）が行う。

5 実施内容

- (1) 育児に関する不安や悩みの傾聴及び相談
- (2) 子育て支援に関する情報提供
- (3) 要支援家庭に対する提供サービス内容の検討及び関係機関との連絡調整

6 実施にあたっての留意事項

- (1) 妊娠届や出生届等の機会を活用して、本事業の周知を図るとともに、事前に訪問日時の同意を得るよう、訪問を受けやすい環境づくりに努める。
- (2) 訪問活動によって知り得た情報については、守秘義務を遵守し、個人情報の保護については万全を期する。
- (3) 訪問の際は、身分証を提示するなどの方法により市からの訪問者であることを明確にする。
- (4) 訪問の際は、親子の状態を最優先に考慮しながら話を進め、母親の体調の状況によつては再訪問も考慮する。
- (5) 訪問記録等については、市で定めた書式に基づき、報告する。

7 検討会議

訪問結果については、必要に応じて検討会議を開催し、育児支援家庭訪問事業等やその他の支援との連携を図る。

8 その他

- (1) 母子保健法に基づく新生児の訪問指導を含むものとする。
- (2) その他この事業の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

この要領は、平成20年4月1日から適用する。